

2022年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）
開放型入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔事実1〕

2021年4月15日、Aは自己所有の甲土地について代金3000万円でBに売却する契約（以下「契約α」という。）をBと締結した。この契約αの締結に際して、AからBへの所有権移転登記は同年4月30日に代金全額の支払いと引換えに手続をすることが合意された。同年4月25日、BはCとの間で甲土地を3300万円で売却する契約（以下「契約β」という。）を締結したが、この契約βの締結に際してもCの代金全額の支払いと引換えに所有権移転登記手続がされることが合意された。

同年5月10日にCはBに対して3300万円を支払ったが、Bは甲土地について所有権移転登記手続に協力せず、甲土地の登記名義はAのままとなっている。

〔設問1〕

以下の問いに答えよ。なお、(1)(2)は独立した問題とする。

(1) CはBに対して契約βの約定通り、所有権移転登記手続に協力するよう求めたが、Bはまったく協力するそぶりを見せない。そこで、CはAに対してAからBへの所有権移転登記をするよう請求した。Cの請求は認められるか。なお、BはAに対して契約αに基づく代金をいっさい支払っていない。

(2) CはBに対して契約βの約定通り、所有権移転登記手続に協力するよう求めたが、Bはまったく協力するそぶりを見せない。そこで、CはAに対してAからCへの所有権移転登記をするよう請求した。Cの請求は認められるか。なお、BはAに対して契約αに基づき2021年4月30日に代金全額を支払っている。

〔事実2〕

Xは、自己の所有する土地に4階建て分譲マンション乙を建築することを計画し、着工と同時に買受人の募集をはじめた。Yは、歯科医院を開業する予定であり、Xに対して乙の一室を買い受けたという希望を伝えた。XY間で交渉した結果、Yから前向きに検討したいため、とりあえず10万円を支払うという申

し出があったため、Xはこれを受け取った。その後、Yは、Xに対してレイアウト図を交付したり、スペースについて注文を出したりするなどをしていった。さらに、Yから歯科医院を営むためには電気を大量に使用することになるが、マンションの電気容量はどうなっているかとの問い合わせがあった。そこで、Xは、電気容量が不足であると考え、Yの意向をたしかめることなく乙の一部スペースを変電室に変更したうえで、Yに対して電気容量を増やした旨を告げ、これに伴う出費分を売買代金に上乗せすることを述べた。これに対して、Yはとくに異議を述べなかった。

Yは、最終的な見積書の作成をXに依頼したため、Xがこれを作成しYに提出したところ、購入資金の毎月の支払額が想定よりも多額であることを理由として買取りを断った。そこで、Xは、Yに対してYの意向どおりに乙の変更を行ったことにともなって生じた費用等の賠償を請求した。

〔設問2〕

XのYに対する賠償請求は認められるか。請求の根拠を明示したうえで検討しなさい。

2022 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：民法】

《出題趣旨》

〔設問 1〕について

債権者代位権の転用事例についての基本的知識が問われる問題。債権者代位権は本来は責任財産の保全の一つの手段として、債務者が無資力の際に債務者が有する債権を債権者が代わって行使する手段であるが、古くから転用が認められてきた。平成 29 年改正により、いわゆる転用事例のうち登記請求権については 423 条の 7 で規定されている。本問では、C が契約 β に基づいて有している登記移転請求権を保全債権として B が行使しない契約 α に基づく登記移転請求権を代位行使できるかが問われている。

(1) では、契約 α の約定により代金の支払と引換えでなければ移転登記しないとの約定があり、A には同時履行の抗弁権が認められる。この場合に、C が 423 条の 7 に基づいて被代位権利の代位行使を請求したとしても、423 条の 7 が準用する 423 条の 4 により C に対しても B への同時履行の抗弁をもって対抗し得るため、C の代位行使の請求は認められないことになる。

(2) では、C が A から B への所有権移転ではなく A から直接 C への移転登記を請求しうるかという問題である。423 条の 3 は、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができると規定しているが、423 条の 7 ではこの条文は準用していないため、債権者代位権によっては C 名義への請求は認められない。また、C が甲土地の所有権に基づき物権的請求権として登記移転請求権を行使したとしても、中間省略登記が認められない以上、これも認められないということになる。

〔設問 2〕について

いわゆる契約交渉破棄に基づく損害賠償請求が認められるか、認められるとしてその根拠は何かが問われる問題。判例百選Ⅱの 3（最判昭和 59 年 9 月 18 日判時 1137 号 51 頁）がベースとなった事案である。最高裁は、この事案につき原審が契約類似の信頼関係に基づく信義則上の責任として信頼利益の賠償を認めたことに対して、同じく契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠償請求を認めた。本問でも、損害賠償請求の根拠の明示が求められているため、何らかの根拠を示すことが求められるが、本問で X Y 間に何らかの債権債務関係があるといえるのか、また、Y に 709 条に基づく損害賠償請求を認めるほどの故意・過失が認められるか、といっ

た点を考慮しつつ解答することが求められる。

《採点実感》

〔設問 1〕については、債権者代位権についての改正法の知識が問われた問題であったが、そもそも債権者代位権の問題であることを認識できずに、まったく 423 条に触れていない答案が多数見られた。範囲の広い民法のなかでもやはり債権走路運に関しては学習が十分でないことは想像できるが、改正により明文の規定が存在するのであるから、条文を見つけるということは最低限求められる。また、423 条について触れていても、423 条の 7 についてのみ触れており、そこから 423 条の 4 や 423 条の 3 といった条文まで適用できていない答案も多かった。しっかりと条文を読む力が求められる。

〔設問 2〕に関しては、契約が締結されたかどうかを確認した上で、契約が締結されていないことを前提として、どのような根拠で損害賠償を求めることができるかが問われていたが、契約が締結されたかどうかを確認せずに債務不履行責任に基づく損害賠償を認める答案なども見られた。債務不履行責任ではなく不法行為責任に基づく損害賠償のみを検討する答案も多かったが、こちらは一定の評価を与えた。いずれにせよ、損害賠償を認めるとしてその根拠はどのようなものなのかという点はしっかりと意識して勉強してもらいたい。